
青森市豪雪災害対策本部及び災害救助法適用等について

1 【雪害対応体制】 令和 8 年 1 月 2 2 日（木）午後 5 時移行

○設置理由

1 月 2 2 日午後 4 時時点で青森地方気象台における積雪深が 9 4 c m、浪岡地区の積雪量が 9 7 c m となり、積雪深の増加によって市民生活への大きな支障が生じるおそれがあり、雪害防止対策を強化する必要があると判断したため。

2 【豪雪災害対策本部】 令和 8 年 1 月 2 9 日（木）午前 9 時 3 0 分設置

○設置理由

1 月 2 9 日 8 時時点で青森地区の積雪深が 1 5 4 c m、浪岡地区の積雪深が 1 3 6 c m となったことから、雪害から市民の生命や財産、日々の暮らしを守っていくため、また市として積極的に雪害防止対策を行っていく必要があると判断したため。

(1) 豪雪災害対策本部会議等

○第 1 回会議（令和 8 年 1 月 2 9 日）

○第 2 回会議（令和 8 年 2 月 3 日）

○イブニングレポート（各部局から被害状況や活動状況の報告等）

令和 8 年 1 月 3 0 日からほぼ毎日開催

①市長指示事項（1 月 2 9 日）

○市民生活の安定確保を強化するため、市職員による高齢者世帯等除雪支援隊設置や関係機関との連絡調整を図ること

○市民の生命・身体を保護するため、県に災害救助法の適用を要請するとともに、資力・労力がなく、自ら屋根雪下しを行うことができない世帯を対象に、緊急屋根雪下ろしの実施に向けた準備を進めること

○歩行者の安全確保のため、歩道等人力除雪隊を設置し、通学路等の歩道等を確保すること

○安全が確保できる一部路線においては、引き続き、日中の除排雪も併せて行うこと

○市所管施設の落雪事故防止を徹底すること

○職員総パトロール制を活用し、自宅近隣や通勤途中に発見した危険個所の情報を収集し危険回避策を講ずること

○大雪による緊急車両の通行確保や立ち往生車両の防止のため、不要不急の外出を控え、全庁において時差出勤を可能な限り実施するとともに、テレワークを

積極的に実施すること

- 除排雪作業中の事故防止のため、全除排雪業者に作業中の安全管理の一層の注意喚起を行うこと

②市長指示事項（2月3日）

- 雪害から市民を守るため、全庁をあげて豪雪災害対策本部の実施体制を強化すること
- 豪雪等による家屋倒壊等の不安解消のため、必要に応じて速やかに避難者を受け入れられるよう、市内7か所(中央、東部、西部、油川、荒川、浪岡、ゆーさ浅虫)の各市民センター等を自主避難所として開設し受入体制を整えること
- 緊急屋根雪下ろしの対応について、県から4名の職員を派遣頂いたことから、本市職員も増員した指示パトロール班10班から20班に増強し、5日(木)までに調査未実施箇所を解消すること。また、高齢者世帯等除雪支援隊(20班)も活用して、把握している危険箇所を早急に解消すること
- 豪雪により外出が困難となり、日常生活に支障をきたしている方がいるかどうかの情報について、民生委員・児童委員及び介護事業者・障がい福祉サービス事業者に対し、市への情報提供を依頼すること
- 早急に通学路等の安全を確保すること
- バス路線などの幹線道路及び補助幹線において、応援ダンプ等を活用し早急に除排雪作業を進めること
- 生活道路については、除排雪作業が追い付いていない状況であることから、幹線や補助幹線に接続する地域の主要な道路の除排雪作業を優先して早急に進めること
- 事業者用の緊急雪捨て場について、合浦公園多目的広場や青森市スポーツ公園わくわく広場駐車場など、市有施設を雪捨て場として使用できるよう至急準備すること、合わせて市民雪捨て場の排雪を徹底すること

(2) 廃止 令和8年3月25日(水) 正午

青森県豪雪対策本部の廃止を踏まえて決定したもの。

3 災害救助法の適用（1月29日）

○設置経緯

災害対策本部設置とともに、県に災害救助法の適用を要請。県は同日（令和8年1月29日）付けて災害救助法の適用を決定。

（1）緊急屋根雪下ろし（2月1日～18日）

○設置理由

県において、本市の要請に応じて令和8年1月29日付けて災害救助法の適用を決定。その後、30日に実施された内閣府の説明会において緊急屋根雪下ろしが国の支援対象となることが示されたこと、また、県の「令和8年1月21日からの大雪における『障害物の除去』実施要領」を踏まえ、2月1日から「青森市豪雪災害救助受付窓口」を設置。

○対象

・住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯

○実施体制

- ・受付電話5台（2月1日）→9台（2月2日～12日）
- ・屋根雪パトロール班5班（2月1日）→22班（2月4日）※
※県からの建築職4名派遣含む

○件数（資料2のとおり）

- ・受付件数 : 1206件
- ・対応が必要と判断した件数 : 437件
- ・対応件数 : 428件

（2）自衛隊派遣（2月2日～9日）

○派遣要請理由

1月としては戦後最多となる167センチメートルの積雪深を記録し、屋根雪の落下が原因と思われる死者や閉じ込めの発生、市内幹線道路への雪崩による道路封鎖が発生していたほか、路線バスの運休区間及び迂回区間の発生、鉄道の長期間運休など深刻な事態となったことを踏まえ、令和8年2月1日に県に対し、自衛隊の災害派遣に関する申出を行い、県が派遣要請し、翌日から派遣がなされた。

○対応件数（資料2のとおり）

- ・16件

(3) 災害救助法に関連した市職員による除雪作業（2月4日～16日）

○実施理由

- ・2月1日から「青森市豪雪災害救助受付窓口」を設置したところであるが、申請件数が増大していた状況であったこと
- ・1月下旬から2月上旬の断続的な降雪に加え、その狭間での急な気温の上昇や雨の予報等を踏まえ、作業に当たる業者について、降雪の状況から、予約が一杯であり、スピーディーな対応が困難であったこと
- ・市民の生命や財産、日々の暮らしを守るべく、市として一層主体的かつ積極的な雪害防止対策が必要と考えられたこと

等を勘案し、緊急避難的に対応することとしたもの。

実施に当たっては、現場調査を踏まえ、市職員でも対応可能と判断したものについて、雪庇落としや玄関周辺の雪片付けを実施。

○件数（資料2のとおり）

- ・75件

(4) 災害ボランティアセンターの設置（2月6日～27日）

○実施理由

市では災害時に市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターを設置することとしている。

災害ボランティアセンターについては、市と青森市社会福祉協議会等関係機関が協議し、市が当該センターの設置が必要であると判断し設置。

○対象

- ・市内に住所を有し、自己所有の一戸建て住宅に居住していること
- ・低所得であること
- ・生活保護世帯ではないこと
- ・敷地内又は近隣に雪捨て場が確保できること
- ・市内に親族が居住していないこと 等

○件数

- ・市内ボランティア 10件
- ・市外ボランティア 1件

4 その他

(1) 内閣府副大臣と意見交換（2月12日）

○要望内容

徹底した除排雪による道路の確保、及び、緊急屋根雪下ろしによる住家の危険性の排除に係る十分な経費の確保、国・県の協力を得ながら、除排雪体制の抜本的見直しの検討の必要性、豪雪災害対応経費及び運用への配慮を要望。